

平成29年度第15回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：平成29年11月6日

担当部・課：産業部 観光課〔内線 3535〕

北上総合支所 地域振興課〔67-2111〕

① 件名
石巻市北上観光物産交流センター供用開始日の決定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 本施設は、石巻市北上地区に環境省が進める「川のビジターセンター」に併設し整備している。 当初、平成29年4月の供用開始を目指していたが、事業用地の取得等に不測の時間を要したことから、施工区域内の作業に大幅な遅れが生じた。 【目的】 本施設の供用開始日が決定したことから、それを報告するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市北上観光物産交流センター条例（平成28年9月23日条例第53号） 石巻市北上観光物産交流センター条例施行規則（平成28年9月30日規則第63号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 【〔震災復興計画との整合性 <input checked="" type="checkbox"/>有・無〕】 震災復興基本計画 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 大区分4 地域資源を活かす （1） 観光業・施設の再生復興
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年 9月 石巻市北上観光物産交流センター条例制定 11月 平成28年度第15回庁議 （石巻市北上観光物産交流センターに係る指定管理者の指定について） 平成29年 2月 建設工事着工 石巻市北上観光物産交流センター条例の一部改正 10月 指定管理者指定申請書受理及び選定結果通知書発送
⑤ 主な内容
【供用開始日】 当初：平成29年 4月1日 前回変更：平成29年11月 今回変更：平成30年 2月 ※供用開始日の変更に伴い、指定管理者の指定の期間も平成30年2月1日からに変更する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

供用開始により、本地区の観光産業の振興、地域活性化が図られる。

【市財政への負担】

平成29年度指定管理料（2か月分） 1, 193千円

平成30年度指定管理料 6, 608千円

債務負担行為 平成32年度までの協定書に基づく指定管理料

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正予算案について
提案
建設工事完了
平成30年 1月 指定管理者に係る基本協定締結
2月 指定管理者に係る年度協定締結、指定管理開始

⑨ その他

※ 参考

【北上観光物産交流センターの概要】

名称 : 石巻市北上観光物産交流センター
所在地 : 石巻市北上町十三浜字東田1番地
施設機能 : 木造平屋建て 延べ床面積：92.8㎡
物産展示販売スペース・交流スペース
業務内容 : 北上の観光案内・情報の発信
北上の生産物及び加工品の展示
北上の風景写真の展示等
指定管理者：一般社団法人 石巻観光協会（非公募）

【川のビジターセンターの概要】（環境省所管）

名称 : 川のビジターセンター
施設機能：敷地面積 約48,000㎡
（芝生広場・園路・森林、湿地再生ほか：平成30年3月完成予定）
木造平屋建て 建築面積 約590㎡
（平成29年12月末完成予定）